

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
かご漁業	はえなわ式あなごかご漁業（豊玉町東岸地区）	対馬海区（対共第10号以外の共同漁業権内漁場を除く）	1月1日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	1	長崎県対馬市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年1月7日から令和8年2月7日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の妙本（法人にあっては、定款及び登記簿妙本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書 ⑥漁業権者等の同意書ほか	(1) 漁具の制限 許可区域のうち、上対馬町舌崎灯台正北の線及び上対馬町舌崎灯台と厳原町豆駿崎灯台を結ぶ直線並びに厳原町豆駿崎灯台正南の線を境界に、 (ア) 境界以西の海域において同時に使用できるかごの数は1300個を超えてはならない。 (イ) 境界以東の海域において同時に使用できるかごの数は1000個を超えてはならない。 (ウ) 但し、共同漁業権漁場において同時に使用できるかごの数は100個を超えてはならない。 (2) 標識の掲揚 1. 操業中は、漁具の両端に1.5m以上の高さ50cm四方の黄色布地の標識を掲げなければならない。但し、共同漁業権内の許可受有者は、上記布地に「内」の文字を記した標識を掲げなければならない。	(許可の日)から令和8年9月30日まで
さし網漁業	かますかりさし網漁業（上対馬町（豊南、正和地区を除く））	共同漁業権対共第2号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	2	長崎県対馬市に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年1月7日から令和8年2月7日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の妙本（法人にあっては、定款及び登記簿妙本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書 ⑥漁業権者等の同意書ほか	(1) 漁具の制限 1. 使用する浮子方の総長は200メートルを超えてはならない。 2. 同時に使用する網の数は1反を超えてはならない。 (2) 夜間操業の禁止 夜間（日没から日の出まで）の操業は禁止する。	(許可の日)から令和9年4月30日まで